

(公表用)

福島空港における自然災害に対する
業務継続計画(A2-BCP)

Fukushima Advanced/Airport Business Continuity Plan

令和2年3月

福島空港事務所

目次

【用語の定義】	1
第1章 「A2-BCP」について	4
第2章 自然災害発生時において空港に必要となる機能確保の考え方	5
第3章 「A2-BCP」の構成と記載内容	7
1 「A2-BCP」の構成	7
2 「A2-BCP」の記載内容	7
(1) 被害想定	7
(2) 統括的災害マネジメントに向けた目標設定	8
(3) 「A2-HQ」(「A2-BCP」-Headquarters：総合対策本部)の設置	8
(4) 策定すべき計画	11
ア B-Plan(Basic Plan：基本計画)	11
(ア) 滞留者対応計画	11
(イ) 早期復旧計画	13
イ S-Plan(Specific-functional Plan：機能別の喪失時対応計画)	15
(ア) 電力供給機能	15
(イ) 通信機能	17
(ウ) 水道・トイレ機能	19
(エ) 燃料供給機能	21
(オ) 空港アクセス機能	23
(5) 外部機関との連携	25
(6) 情報発信	26
(7) 訓練計画	28
(8) 各施設の担当部署と技術者の配置状況	29
別紙 A2-BCP構成員メンバーリングリスト	30

【用語の定義】

本 A2-BCP の中で使用される主な用語については、以下のとおり定義。

• A 2 (Advanced/Airport) – B C P

空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関役割分担等を明確化したもので、「B – Plan」、「S – Plan」等により構成。全ての空港利用者（滞留者）の安全・安心の確保、背後圏の支援空港ネットワークの維持を目的として、空港ごとに策定。関係機関が個別に策定する B C P（個別 B C P）と連動することにより、当該空港としての事業継続を目指す。

[第 1 章参照]

• A 2 – H Q（「A 2 – B C P」 – HeadQuarters：総合対策本部）

自然災害発生時に当該空港に設置される総合対策本部のことで、「A 2 – B C P」で位置づけられた本部長を現場の意思決定者とし、全ての関係機関を統括。

• 「A 2 – H Q」事務局

自然災害発生直後において、「A 2 – H Q」が設置される前の段階であっても国土交通省航空局への連絡（第一報）を行うとともに、「A 2 – H Q」の設置（構成員の招集）や運営等の事務を担う。「A 2 – H Q」の本部長が所属する組織が担うことを想定。具体的には、国管理空港や地方管理空港であれば空港事務所、コンセッション空港や会社管理空港であれば運営会社。

• B – Plan（Basic Plan：基本計画）

空港利用者の安全・安心の確保を目的とした「滞留者対応計画」及び航空ネットワークを維持するための滑走路等の空港施設の「早期復旧計画」からなる。「A 2 – B C P」の基本となる計画。

• S – Plan（Specific-functional Plan：機能別の喪失時対応計画）

空港を機能させるために必須となる「電力供給」、「通信」、「上下水道」、「燃料供給」、「空港アクセス」といった 5 つの機能別の喪失時対応計画。「B – Plan」と併せて策定。

• T E C – F O R C E（Technical Emergency Control FORCE）

大規模自然災害への備えとして、迅速に地方公共団体等への支援が行えるよう、2008 年 4 月に創設された「緊急災害対策派遣隊」のこと。大規模な自然災害等に際して、被災自治体が行う被災状況の迅速な把握、被害の拡大

の防止、被災地の早期復旧等に対する技術的な支援を円滑かつ迅速に実施し、全国の各地方整備局、地方航空局、地方運輸局等の職員が活動。

- **関係機関**

空港事務所、空港内事業者、復旧工事を行う民間事業者、救急・救命活動を担う機関。関係自治体、警察、アクセス交通事業者、自然災害発生時の滞留者対応及び空港の機能復旧に関わるであろう組織・事業者。

- **空港管理者**

空港法第4条及び第5条に規定される、空港の設置者及び管理を行う者。

- **空港機能**

滑走路等の基本施設や旅客ターミナルビル等の空港施設だけでなく、空港アクセス等空港の運営に必要となる施設等の機能。

- **空港内事業者**

旅客ターミナルビルの運営主体、航空会社、貨物運送事業者、グランドハンドリング事業者、燃料供給事業者を想定。

- **航空輸送上重要な空港**

緊急輸送の拠点となる空港のうち、特に、航空ネットワークの維持、背後圏経済活動の継続性確保において重要と考えられる空港で、以下の13空港
成田国際空港、東京国際空港、中部国際空港、関西国際空港、大阪国際空港、新千歳空港、仙台空港、新潟空港、広島空港、高松空港、福岡空港、鹿児島空港、那覇空港

- **個別BCP**

関係機関が専門的知見をもって個別に策定するBCP。関係機関が自らの行動計画を定めたものであり、「A2-BCP」と一体となって当該空港における事業継続に向けた取組みをなすもの。

- **災害時要配慮者**

疾病者、高齢者、妊婦、障害者、乳幼児、外国人等の避難時において特に配慮を要する者。

- **全国主要空港**

航空輸送上重要な空港（13空港）及び四方を海に囲まれた連絡橋により

陸地と接続している空港（北九州空港、長崎空港、神戸空港）の計 16 空港。

- **滞留者**

自然災害発生時に空港に留まると想定される、航空旅客をはじめとした全ての空港利用者を指し、近隣からの避難者（空港への流入者）等も含む。なお、滞留者数の把握にあたっては、空港内の従業員も含む。

- **統括的災害マネジメント**

2019 年 4 月にとりまとめた「災害多発時に備えよ！！ ～空港における「統括的災害マネジメント」への転換～」の根幹を為すもので、災害時及びそれに備えて、「A 2－HQ」の）本部長の統括の下、関係機関が一体となって対応するという考え方。

- **ノータム（NOTAM : Notice to Airmen）**

空港保安諸施設、業務、方式及び航空に危機を及ぼすもの等の設定、状態又は変更に関する情報で、書面による航空情報では時機を得た提供が不可能な場合に通信回線及びインターネットにより配布されるもの。

- **非常時発着調整対策本部**

自然災害発生時に短期的に発着容量の制限が生じた場合、平時の航空会社の発着枠の運用が困難となり、発着枠の低減が必要となる空港において、発着枠の配分を策定するため、空港事務所と航空会社等が連携して設置する組織。

- **（「A 2－HQ」の）本部長**

空港管理者の代表者

- **リエゾン**

フランス語（Liaison）で「つなぐ」という意味で、国土交通省では、「災害対策現地情報連絡員」の呼称として使用。自然災害が発生した場所において、国から被災地に派遣され、国との情報伝達の円滑化を図り、適切な災害対応を行う上で役立つ情報提供や助言を適時的確に実施。

第1章 「A2－BCP」について

1 本計画の目的・使い方

(1) 目的

空港は、大規模な災害時にその機能を継続して維持または早期に確保することにより、救急救命活動や緊急物資・人員などの輸送拠点等として重要な役割を果たすとともに、航空ネットワークの維持により国内及び空港の背後圏における経済活動の継続性を確保することが重要である。

本計画は、大規模自然災害発生時における空港機能維持、早期の空港機能復旧のための具体的な手順・対策等を定め、その円滑・確実な遂行を図ることを目的とするものであり、空港全体としての機能保持・復旧を図るため、関係機関が一体となって対応する際の行動計画として、関係機関の連携方策や具体的な役割分担を示すことを目的としている。

(2) 使い方

「A2－BCP」は滞留者が安全にかつ安心して過ごせるための方策や、滑走路や旅客ターミナルビル等、民間航空機の離発着に最低限必要となる施設の早期復旧に向けた各主体の役割分担等を示すものであり、例えば航空会社がどの様に必要な機材や人員、燃料等を調達するか、どの業務を優先するか、といった内容については、各関係機関が策定する個別のBCPで規定されるものであり、本計画では対象としていない。

このため、関係者は、本計画が速やかに実行できるよう、個別のBCPを策定し、必要な準備や検討を関係者の協力の上、進めることとする。

第2章 自然災害発生時において空港に必要な機能確保の考え方

あらゆる自然災害が発生した場合であっても、自然災害発生後 72 時間を目標として、全ての空港利用者の安全・安心の確保と、滑走路等の空港施設の早期復旧を目指す。

(1) 空港の特性に応じた機能の確保

- ・福島空港は、航空旅客のほか、空港ビル内でのお土産購入、各種イベント等の来港者や、現在国際定期便は運休中であるが、国際チャーター便の運航が増加していることから、外国人に対する対応も考慮する必要がある。
- ・また、滞留者の対応ができるスタッフの数や、空港施設の復旧作業に従事する作業員等の数も限られることから、自然災害発生時に必要となる機能を確保する。

(2) 自然災害発生時において必要となる機能

自然災害発生後 72 時間を目標として、以下に示す 3 つの機能の確保を目指す。

①航空旅客をはじめとした全ての空港利用者の安全・安心の確保

- ・空港内の滞留者の数や移動の困難さ等に鑑み、最低でも 72 時間、想定される全ての滞留者が安全・安心に過ごせる環境を確保する。

②背後圏の支援

- ・空港は、自然災害発生時には救急・救命活動の拠点や緊急物資・人員等の輸送を受け入れる拠点にもなることから、背後圏の支援も考慮し、必要な機能を確保する。

③航空ネットワークの維持

- ・航空機以外の代替交通手段の有無や背後圏の社会経済活動に与える影響等を踏まえ、できるだけ早期に民間航空機の運航再開を目指す。
- ・具体的には、気象警報等が発表されていればその解除後、72 時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで滑走路等の空港施設を復旧させることを目標とする。
- ・新幹線や高速道路等、線状のインフラを必要とする輸送ネットワークと異なり、航空輸送は空港機能を保持することによってネットワークを維持することが可能であり、他の輸送ネットワークの代替機能を兼ねて有効にその役割を果たすことが可能となる。

(3) 機能保持に向けた具体的な取組

上記(2)の3つの機能を確保するため、「A2-BCP」を策定し、以下の2点について取り組む。

①航空旅客をはじめとした全ての空港利用者(滞留者)が安全・安心に過ごせるための機能を確保

- ・航空旅客等の適切な避難誘導と情報提供(外国人対応含む)
 - ・滞留者数の把握と必要な滞留スペースの確保
 - ・災害時要配慮者も含めた滞留者が安全・安心に過ごせる環境の整備(水、毛布、携帯電話の充電器の提供、施設のバリアフリー化等)
- ※当空港において受入が可能でかつ安全・安心に過ごせる滞留者の適正な数について、関係機関で事前に検討し、共有する。
- ※滞留者が72時間滞在可能な環境を確保しつつも、できるだけ早く滞留者が空港から目的地に移動できるよう、代替交通手段の確保についても検討する。

②救急・救命活動や緊急物資・人員輸送の拠点としての航空ネットワーク機能を確保。

民間航空機の離着陸が可能な状態まで、滑走路や旅客ターミナルビル等、最低限必要となる空港施設を早期に復旧

【救急・救命活動の拠点機能】

- ・回転翼機の駐機等が可能な施設の確保

【緊急物資・人員輸送の受入機能】

- ・固定翼機の離着陸が可能な滑走路の必要延長、誘導路、エプロンの確保

【民間航空機の離着陸が可能となる機能】

- ・基本施設、無線施設、灯火施設の機能確保
 - ・旅客ターミナルビル内における航空旅客の動線確保
- ※事前の備えや、自然災害発生後の具体的な取組について、関係機関の役割分担を時系列に沿って整理する。
- ※円滑な情報の提供や伝達に向けた訓練等を実施する。
- ※台風等被害の発生が事前に予想される自然災害の場合には、防風対策、航空機やGSE車両の避難、職員の事前待機(夜間含む)、航空旅客への事前情報提供等「事前の備え」を行う。

なお、民間航空機の運航再開後の完全復旧(定期便が被災前と同様に運航する状態)に向けて、関係機関が連携しつつ対応するが、基本的には各々が策定する個別のBCPに基づき取組を継続する。

第3章 「A2-BCP」の構成と記載内容

1 「A2-BCP」の構成

「滞留者計画」及び「早期復旧計画」からなる基本計画（B-Plan）に加え、空港を維持させるために必要となる「電力供給」、「通信」、「上下水道」、「燃料供給」、「空港アクセス」といった5つの機能別の喪失時対応計画（S-Plan）を策定

2 「A2-BCP」の記載内容

(1) 被害想定

ア 地震

(ア) 想定規模

須賀川市及び玉川村地域防災計画の中で、最大である福島県沖地震（マグニチュード7.7：震度5強）とする。（須賀川市の地域防災計画では震度5強であるが、玉川村の地域防災計画では震度5弱となっているため、本空港では厳しい震度5強を想定する）

(イ) 被害状況

須賀川市及び玉川村地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については、以下を想定。

旅客ターミナルビルの一部が停電。断水し、水道・トイレも使用不可。

高速リムジンバスが運休。旅客ターミナルビル内に空港利用者である滞留者が約400人。

滑走路、誘導路等の基本施設に亀裂が広がり使用不可。

イ 悪天候

(ア) 想定被害

- ・大雨：1時間に50mm以上の降雨を観測。
- ・台風：瞬間最大風速32.7m/s、暴風域6時間継続。
- ・大雪：30cm以上の積雪を観測

(イ) 被害状況

須賀川市及び玉川村地域防災計画の被害想定に準ずるものとし、かつ、空港については、以下を想定。

高速リムジンバスが運休。旅客ターミナルビル内に滞留者が約400人。

積雪により滑走路、誘導路等が使用不可。

(2) 統括的災害マネジメントに向けた目標設定

ア 滞留者の安全・安心の確保

- ・自然災害発生時に空港アクセスが途絶えたとしても、最低限72時間空港に滞在することが可能となるよう、必要な備蓄品（非常食、飲料水、毛布等）の確保等により環境を整備。
- ・自然災害発生後48時間は平常の約30%程度の電力及び上下水道機能を維持。
- ・高速リムジンバス運休時は24時間以内に代替アクセス手段を確保。

イ 航空ネットワークの維持又は早期復旧

- ・大規模地震により被災した場合であっても、復旧作業が開始でき次第、72時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで空港機能を復旧。
- ・特別警報級の気象（大雨、台風、大雪等）により被災した場合であっても、気象状況の回復後72時間以内に民間航空機の運航が可能となる状態まで滑走路等の空港機能を復旧。

(3) 「A2-HQ」の設置

ア 「A2-HQ」の設置

- ・福島空港においては、設置基準に達する自然災害が発生した場合において、「A2-HQ」が設置される。
 - ※A2-HQの構成員については、調整にあたり責任をもって対応できる者を基本とするが、実際に参集する者は、状況に応じて必ずしもその組織の長でなくても構わない。
- ・「A2-HQ」の事務局は福島空港事務所が担うこととし、設置場所は福島空港事務所長室とする。
- ・構成員間の情報共有（本部招集時の連絡手段を含む）については、メーリングリスト(P30参照)による。
- ・設置基準については、以下のとおりとする。

(ア) 地震

- ・福島空港で震度「5弱」以上の地震が発生した場合は自動参集
 - ※玉川村では地域防災計画での最大震度が震度「5弱」としているため

(イ) 悪天候

- ・飛行場警報又は特別警報発令の可能性が気象庁の早期注意情報で「高」となった場合、参集について判断する。

- ・「非常に強い」台風が福島空港に大きな影響を及ぼす影響がある進路が予想される場合
- (ウ)上記(ア)及び(イ)に関わらず、自然災害の発生が予想され、かつ、空港の機能維持・復旧や滞留者対応等について関係者との統括的な調整が必要と空港事務所長が判断した場合

イ 「A2-HQ」の構成

- ・「A2-HQ」の構成員は表3-1のとおりで、本部長を福島空港事務所長、副本部長を2名とし、東京航空局福島空港出張所長及び福島空港ビル株式会社代表取締役副社長とする。
- ・現場の意思決定者は本部長とし、副本部長は本部長を補佐する。なお、本部長不在の場合の代行順位は、①副本部長、②福島空港事務所次長（業務担当）、③福島空港事務所次長（総務担当）とする。

<表3-1>総合対策本部構成員

区分	機関の名称等	連絡先
空港管理者	○ 福島県福島空港事務所	0247-57-1111
国の機関	○ 国土交通省東京航空局福島空港出張所	0247-57-1101
	○ 財務省小名浜税関支署福島空港出張所	0247-57-1133
	○ 厚生労働省仙台検疫所福島空港出張所	0247-57-1233
	法務省仙台出入国在留管理局郡山出張所	024-962-7221
	農林水産省動物検疫所仙台空港出張所	022-383-2302
	農林水産省横浜植物防疫所塩釜支所	022-362-6916
	気象庁仙台航空測候所	022-383-2821
警察	福島空港警備派出所	0247-57-1110
航空輸送業者	○ 全日本空輸株式会社福島空港所(ハンドリング)	0247-57-1200
空港内事業者	○ 福島空港ビル株式会社	0247-57-1511
	○ 株式会社パシフィック	0247-57-1302
アクセス事業者	福島交通株式会社(高速リムジンバス)	024-944-5400
	空港内タクシー協議会	0248-72-9009

注) ○印は初動参集者

ウ「A2-HQ」の役割

(ア)「A2-HQ」は、主に次の事項を行う。

- a 自然災害やその被害、加えて復旧状況等に関する情報の一元的な収集・共有、記録・整理、外部機関への発信。

※国土交通省航空局や関係自治体との情報共有、報道機関への情報提供も含む。

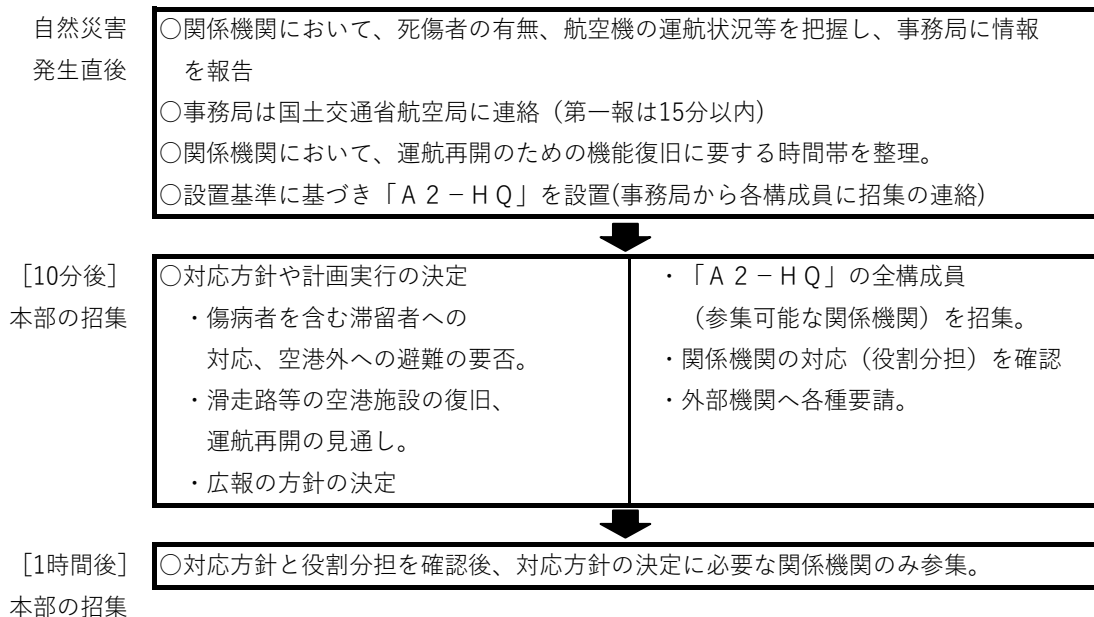
- b 被災状況に基づく対応方針の決定
- c 決定事項に基づく関係機関への要請

※滞留者への対応に係る関係機関への要請も含む。

d 空港施設や空港アクセス等の被災・復旧状況に応じた外部機関への各種要請

※ TEC-FORCE、自衛隊の派遣要請、空港の運用の対応を行う場合における、航空情報センター(AIS センター) に対するノータムの発出依頼を含む。

【A 2 - H Q】の参集イメージ



(4) 策定すべき計画

ア B-Plan (Basic Plan : 基本計画)

(ア) 滞留者対応計画

a 被害想定

- ・地震または台風等の自然災害発生により、空港アクセス機能が停止となり、空港旅客等の旅客ターミナルビル利用者と空港内従業員を合わせ、空港内で夜間を過ごす滞留者が約 400 人発生。

b 行動目標

- ・自然災害発生後、20 分以内に滞留者を安全な場所に避難させ、負傷者等への対応にあたりるとともに、2 時間以内に滞留者数及び被害状況を把握。
- ・滞留者に対しアクセス情報及び充電環境を提供する。
- ・滞留者が 7 2 時間、空港内で滞在できる備蓄品を確保する。

c 役割分担

<表 4-1-1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・自動翻訳機の準備 ・備蓄品の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関からの被害状況の収集・整理 ・国土交通省航空局への被害状況等の連絡 ・「A2-HQ」の設置(構成員の招集) ・医療機関へ支援要請 ・館内の安全・保安に関する警備方法について空港ビルと協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資の受け入れ ・毛布等の提供
福島空港ビル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客ターミナルビルの耐震状況の確認 ・自動翻訳機、プラカード、拡声器の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難誘導 ・滞留スペースの確保 ・滞留者の把握 ・要救護者の対応(航空会社と連携) ・被害状況の把握 ・電気設備、通信、水道等の確認 ・関係機関への協力要請(滞留者対応人員の確保等) ・館内アナウンス 	

福島空港ビル(株)		・館内の安全・保安に関する警備について空港事務所と協議	
航空会社	・備蓄品の準備	・航空旅客の避難誘導 ・滞留者の把握 ・被害状況の把握・報告 ・多言語案内及び通訳(空港ビルと連携)	
CIQ		・職員の滞在環境の確保 ・入国手続き前旅客の一時退避、入国対応	
須賀川警察署・石川警察署(空港派出所を含む)		・安全・保安に関する対応等 ・警備	

<表4-1-2:タイムテーブル>

経過時間	必要な対応	福島空港事務所	CIQ	福島空港ビル(株)	自衛消防隊	航空会社	警察
0:00	1 総合対策本部の設置及び空港関連事業者の招集	○					
	2 適宜、館内非常放送、HP掲載による案内(地震:館外避難、多言語対応:日本語・英語)			○			
	3 警備員及び自衛消防隊(空港スタッフ)による館外避難誘導	○	○	○			
	4 必要に応じて、多言語対応による旅客案内の支援	○	○	○			
0:30	5 負傷者対応、負傷者の発生状況を総合対策本部へ報告			○	○	○	○
	6 適宜、総合対策本部より空港関連事業者へ状況を報告	○					
	7 【地震】:旅客ターミナル内の建物危険度チェックを開始(禁止区域の設定:養生対策)			○			
1:00	8 総合対策本部へ運航状況(欠航便、ダイバート便、翌日運航予定便等)を報告					○	
	9 【地震】:1次避難場所(駐車場等)に連絡所を設置	○	○	○		○	
	10 【悪天候】:到着便の集中等による到着ロビーの混雑に備えた準備			○			
1:30	11 【地震】:旅客ターミナル内の建物危険度チェックが終了			○			
	12 【地震】:館外避難中の旅客及びスタッフの2次避難場所(安全と判断された場所)へ移動開始	○	○	○	○		○
	13 適宜、総合対策本部より空港関連事業者へ状況を報告	○					
	14 適宜、館内非常放送、HP掲載による案内(地震:館外避難、多言語対応:日本語・英語)			○			
2:00	15 空港内店舗への被害状況確認			○			
2:30	16 適宜、館内非常放送、HP掲載による案内(地震:館外避難、多言語対応:日本語・英語)			○			
	17 アクセス事業者による増発対応の検討結果、代替手段を確保→「空港アクセス喪失対応計画」と重複	○					
	18 総合対策本部へ滞留者の国別概数を可能な範囲で情報提供		○			○	
3:00	19 状況により、空港施設等関係機関へ滞留者の国別概数を報告	○					
	20 適宜、総合対策本部より空港関連事業者へ状況を報告	○					
4:00	21 適宜、館内非常放送、HP掲載による案内(地震:館外避難、多言語対応:日本語・英語)			○			
5:00	22 滞留者への物資配布準備(食料、飲料水、毛布等)※災害対策課へ物資使用許可確認	○					
	23 滞留場所の検討(多くの滞留者、来港者が見込まれる場合は全館解放)			○			
	24 空港内店舗への営業延長の調整	○	○				
	25 適宜、総合対策本部より空港関連事業者へ状況を報告	○					
	26 夜間まで滞留者がいると判断される場合、館内の安全・保安に関する警備について協議	○	○				
	27 鉄道・バス運行終了後、代替手段・タクシー等増車した乗り場への誘導案内	○	○				
	28 滞留者への事前案内及び対応を実施(物資配布等)	○	○		○		
夜間	29 滞留者への事前案内及び対応を実施(会議室、ラウンジ等の解放、携帯電話充電器の提供等)			○			
	30 空港内の備蓄品不足が見込まれる場合、災害対策課へ協力依頼	○					
	31 適宜、館内非常放送、HP掲載による案内(地震:館外避難、多言語対応:日本語・英語)			○			
	32 館内秩序維持のための館内警備及び滞留者の把握(適宜、総合対策本部へ報告)	○	○				○
復旧後	33 復旧後、総合対策本部より空港関連事業者へ最終報を発信(メール等)	○					

(イ) 早期復旧計画

a 被害想定

- ・地震等の発生により滑走路面にクラックが発生し、航空機の離着陸が不可。

b 行動目標

- ・自然災害発生後 1 時間以内に、必要な職員及び従業員が空港内に参集。
- ・自然災害発生後 1 2 時間以内に、救援機（緊急物資の輸送や広域医療搬送等）が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。
- ・自然災害発生後 7 2 時間以内に、民間航空機が運航可能な状態まで滑走路等の空港施設を復旧。

c 役割分担

<表 4-2-1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福島空港事務所	・災害応急対策業務に係る関係機関との協定締結	・基本施設、無線施設、灯火施設の被害状況の確認 ・関係機関からの被害状況の収集・整理 ・国土交通省航空局への被害状況等の報告 ・「A 2-HQ」の設置(構成員の招集) ・必要に応じて T E C - F O R C E へ派遣要請	・基本施設、無線施設、灯火施設の復旧
東京航空局福島空港出張所	・CAB 庁舎、航空保安無線施設、電源設備等の確認	・施設等の被害状況の確認、報告	・業務再開に向けた調整、復旧
福島空港ビル(株)	・旅客ターミナルビルの耐震状況の確認	・旅客ターミナルビル及び主要施設の被害状況を確認し福島空港事務所へ報告	・旅客ターミナルビル及び各主要施設の復旧
航空会社	・G S E 車両の避難	・航空機や G S E 車両の被害状況を確認し福島空港事務所へ報告	・航空機の運航再開に向けた調整

<表4-2-2:タイムテーブル>

経過時間	必要な対応	福島	C	C	福島	仙台	パシ
		島	A	I	島	台	ン
		空	B	Q	空	航	フ
		港			港	空	イ
		事			ビ	測	ッ
		務			ル	候	ク
		所			(株)	所	(株)
0:00	1 総合対策本部の設置及び空港関連事業者の招集連絡（電話、メール等）	○					
	2 滑走路閉鎖（震度5弱以上）し、場面（滑走路・誘導路・エプロン）点検（損傷度合いの把握）	○					
	3 場面点検に合わせて航空灯火施設の監視装置による状況確認及び点検実施	○					
	4 P A P I の色光角度及びレベル測定（異常有りの場合は調整実施）	○					
	5 その他基本施設（場周道路、その他土木施設）点検（損傷度合いの把握）	○					
	6 航空無線施設の監視装置による状況確認及び点検		○			○	
	7 CAB庁舎、旅客ターミナル等の建築物危険度チェックを開始（立入禁止区域の設定、養生対策実施）	○	○		○		○
0:30	8 各施設及び構内道路の被害状況確認	○	○		○	○	○
	9 被害が確認された場合、応急措置の開始	○	○		○	○	○
	10 各施設（航空灯火・航空無線・エプロン等）の点検状況の総合対策本部への報告	○	○		○	○	○
1:00	11 総合対策本部へ余震の情報を共有	○	○	○	○	○	○
1:30	12 旅客ターミナルビルの点検終了（被害状況により、前後する可能性あり）				○		
	13 航空無線施設点検終了（運航に支障を及ぼす障害無し）		○			○	
2:00	14 周辺道路の交通状況の収集	○					
	15 リムジンバスの運行状況確認	○					
	16 一部旅客ターミナル使用不能の場合、状況の確認と対応方法検討、調整	○		○	○	○	
2:30	17 滑走路等応急措置実施の場合、完了後滑走路点検	○					
	18 空港運用再開へ向けた空港関連事業者（CAB・空港ビル・CIQ・気象台・航空会社）との調整	○	○	○	○	○	○
3:00	19 航空灯火施設の点検終了（運航に支障を及ぼす障害無し）	○					
4:00	20 総合対策本部にて空港の運用再開を決定	○	○	○	○	○	○
5:00	21 運航の再開	○	○	○		○	○
運用終了後	22 滑走路等基本施設の臨時点検実施	○					
状況に応じて	23 TEC FORCEの派遣要請、自衛隊の災害派遣要請	○					
復旧時	24 復旧後に総合対策本部より空港関連事業者へ最終報を発信（電話、メール等）	○					

イ S-Plan (Specific-functional Plan : 機能別の喪失時対応計画)

(ア) 電力供給機能

a 被害想定

- ・地震発生又は台風の接近等により常用電力供給が機能停止し、空港への電力供給が寸断。

b 行動目標

- ・自然災害発生後、即座に非常用電源に切り替えるとともに、72時間の電力を確実に確保するため、必要な燃料を確保。
- ・電力会社との連絡体制の確保

c 役割分担

<表 5-1-1 : 関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・予備品の購入 ・空港施設用非常用電源設備稼働のための十分な燃料の確保 ・空港施設用非常用発電設備等の定期的な点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・東北電力(株)に対する各種要請(早期復旧や電源車の派遣、他の変電所からの送電等) ・救援機等で利用する照明用の可搬型発電機の準備 ・非常用発電装置による復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用電源動作時、稼働状況の確認 ・各施設への供給状況の確認
東京航空局福島空港出張所	<ul style="list-style-type: none"> ・航空保安無線施設等の非常用発電設備や、その稼働のための十分な燃料確保 ・非常用発電設備等の定期的な点検の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備による復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・非常用発電設備動作後、稼働状況の確認
福島空港ビル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・予備品の購入 ・空港ビル用非常用電源設備やその稼働のための十分な燃料の確保 ・定期的な点検の実施 ・携帯電話等の充電器の手配 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客ターミナルビル内の電気設備等の被害状況の確認(機能喪失の原因究明) ・必要に応じて旅客ターミナルビル内の電力供給エリア(滞留者待機エリア)の限定化 ・非常用発電装置による復旧 ・東北電力(株)へ優先的な供給要請(覚書による) 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅客ターミナルビル内の電気設備等に異常があった場合の電気設備の復旧

航空会社		・旅客に対する安全確保	
東北電力ネットワーク株式会社		・電力復旧作業	・復旧に72時間を超える場合、協議のうえ電源車による体制とする。

<表5-1-2：タイムテーブル>

経過時間	必要な対応	福島空港事務所	CAB	CIQ	福島空港ビル(株)	航空会社	東北電力ネットワーク(株)	パシフィック(株)
0:00	1 電源局舎と空港事務所で、商用電源停止、非常用発電機稼働による電源供給切替時間確認	○						
	2 関係機関へ商用電源停止の確認(CAB、福島空港ビル(株)、パシフィック(株))	○	○		○			○
	3 総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集連絡	○						
	4 非常用発電機による関係施設の機能状況について確認	○	○	○	○	○		○
	5 電力会社へ、障害状況と復旧見込みについて情報提供依頼	○			○		○	
0:30	6 総合対策本部より空港関連事業者へ状況を共有(メール等)	○						
	7 運航業務の状況について、総合対策本部へ情報提供		○	○		○		
1:00	8 非常用発電機の燃料残量から稼働時間を算出	○	○		○			
1:30	9 障害状況と復旧見込みについて総合対策本部へ情報提供						○	
	10 商用電源復旧までのタイムと非常用発電機の稼働時間を比較し、燃料の手配の有無を確認	○	○		○			
	11 必要に応じ燃料手配	○	○		○			
	12 総合対策本部より空港関連事業者へ状況を共有(メール等)	○						
2:00	13 総合対策本部より空港関連事業者へ情報提供(メール等)	○						
24H～	14 非常用発電機の燃料確保	○	○		○			
72H～	15 協議により電源車の要請	○					○	
復旧時	16 復旧後に総合対策本部より空港関連事業者へ最終報を発信(メール等)	○						

(イ) 通信機能

a 被害想定

- ・地震発生又は台風の接近等により、空港内の通信システム（電話・インターネット）の設備に障害が発生。

また、携帯電話の通信規制が行われ、音声通信が不可。

b 行動目標

- ・3時間以内に通信環境を整備。

c 役割分担

<表5-2-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福島空港事務所	<連絡体制の構築> ・「A2-HQ」構成員との連絡体制の構築 ・代替通信手段（衛星電話等）の準備	<滞留者への対応> ・通信環境の情報収集 ・通信会社に対する移動基地局の派遣要請	
福島空港ビル(株)	<滞留者への対応> ・通信基地局の耐震性や耐水性の確保 ・Wi-Fi環境の整備	<滞留者への対応> ・通信環境の情報収集 ・Free wifiの解放	<滞留者への対応> ・Wi-Fi環境が可能なエリアについて滞留者に対して情報提供
通信事業者		・通信被害の情報収集 ・復旧作業	

<表5-2-2：タイムテーブル>

経過 時間	必要な対応		福	福	N	携
			島	島		
			空	空	T	事
			港	港	T	業
			事	ビ		者
			務	ル		
			所	(株)		
0:00	1	総合対策本部の設置及び空港関連事業者の招集(職員が直接事務所に出向く)	○			
	2	館内非常放送、HP掲載による案内(インターネットが可能な場合)(多言語対応：日本語、英語)		○		
	3	通信設備の点検および総合対策本部へ被害状況報告	○	○		
1:00	4	総合対策本部へ通信インフラの復旧状況を報告	○	○		
	5	通信設備の障害状況の確認	○		○	○
	6	故障機器の復旧作業		○		
	7	移動基地局の配車要請		○		
	8	総合対策本部より空港関連事業者へ情報を共有(メールを活用)	○			
	9	状況について、適宜、館内非常放送、HP掲載による案内(インターネットが可能な場合)(多言語対応：日本語、英語)		○		
状況に 応じて	10	移動基地局者の展開(携帯事業者)				○
	11	故障機器の復旧作業(NTT、携帯事業者)			○	○
適宜	12	総合対策本部より空港関連事業者へ情報を共有(メールを活用)	○			
	13	適宜、館内非常放送、HP掲載による案内(インターネットが可能な場合)(多言語対応：日本語、英語)		○		
復旧後	14	復旧後、総合対策本部より空港関連事業者へ最終報を発信(メール等)	○			

(ウ) 水道・トイレ機能

a 被害想定

- ・地震発生により玉川村の浄水場施設または配水管の損壊により浄水が供給停止、地盤の変動により排水管も損壊し浄化槽も機能停止。

b 行動目標

- ・滞留者用の飲料水を72時間分確保。
- ・発災後、72時間以降の飲料水を確保するため、給水車を手配

c 役割分担

<表5-3-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時のトイレ用水対策の簡易貯水タンク、ポリタンク、バケツの準備（除雪車庫） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車庫、電源局舎及び除雪車庫系統の給排水管の被害状況収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・消防車庫、電源局舎及び除雪車庫系統の給排水管復旧
福島空港ビル(株)	<ul style="list-style-type: none"> ・タンク容量の確保 ・停電時でもポンプ等電力を必要とする施設が機能するための準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水管及び排水管の緊急点検（機能喪失の原因究明） ・関係機関への飲料水の供給要請 ・必要に応じて玉川村に対する給水車の派遣要請 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水・排水設備の復旧 ・浄水の使用制限やトイレの使用可否について滞留者に対する情報提供
玉川村		<ul style="list-style-type: none"> ・配水管の被害状況の調査 ・配水管の応急復旧 	<ul style="list-style-type: none"> ・給水車の派遣

<表5-3-2：水道機能喪失時のタイムテーブル>

経過時間	必要な対応	福島空港事務所	福島空港ビル(株)	玉川村
0:00	1 総合対策本部の設置及び空港関連事業者の招集	○		
	2 水供給停止に伴う対応（空港受入前の赤水発生に備えて受水槽切替）		○	
	3 水供給停止の連絡	○	○	
1:00	4 玉川村へ水供給停止及び復旧状況の確認		○	○
	5 各事業者へ水使用制限要請（自主、一律60%程度に制限）	○	○	
	6 水受入弁閉止操作及び、赤水発生に備え受入体制の変更実施		○	
	7 各施設臨時点検実施		○	
	8 給水車の要請検討		○	
	9 水使用制限対応		○	
	10 被害状況を総合対策本部へ情報共有			○
状況に応じて	11 玉川村へ給水車の要請		○	
	12 水洗トイレの使用制限要請		○	
	13 ビル内テナントの水道使用制限要請		○	
復旧時	14 復旧報告			○
	15 空港内関係者へ水完全復旧報告	○		

<表5-3-3：排水機能喪失時のタイムテーブル>

経過時間	必要な対応	福島空港事務所	福島空港ビル(株)
0:00	1 総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集（電話、メール等）	○	
	2 被害情報等を収集し、適宜総合対策本部より空港関連事業者へ状況を報告	○	
0:30	2 浄化槽等施設の臨時点検		○
随時	3 被害状況を総合対策本部へ情報共有		○
	4 使用可能なトイレ情報の発信	○	○
状況により	5 使用トイレの制限		○
2日	7 施設の復旧連絡		○
	8 空港内関係者へ浄化槽施設復旧報告		○

(エ) 燃料機能

a 被害想定

- ・地震発生又は台風の接近等により空港周辺の道路が寸断し空港への燃料輸送が停止。

b 行動目標

- ・航空機燃料は、通常利用の10日分保持。
- ・GSE車両の燃料は、通常利用の5日分保持。

c 役割分担

<表5-4-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福島空港事務所	・ 空港施設用非常用発電設備燃料の確保	・ パシフィックから備蓄燃料の残量や被災状況に対する情報収集・整理 ・ 関係機関（国や関係自治体等）に対する燃料の供給要請	
パシフィック (燃料供給事業者)	・ タンク容量の確保 ・ 給油施設の点検	・ 施設の点検 ・ 燃料供給の優先順位を決める	・ 給油施設の応急措置及び機能回復
福島空港ビル(株)	・ 給油施設からの報告 ・ 空港ビル用非常用発電設備燃料の確保		
航空会社		・ GSE 燃料運搬会社へ燃料運搬の要請	・ 運用する車両を限定し、使用しない車両から燃料を移し替える

<表5-4-2:タイムテーブル>

経過 時間	必要な対応			福 島 空 港 事 務 所	福 島 空 港 ビ ル (株)	パ シ フ イ ッ ク (株)	県 石 油 事 業 協 同 組 合
	0:00	1	総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集	○			
	2	燃料施設の点検実施			○		
0:30	3	被害が発生した場合、道路状況の把握、応急復旧作業開始	○				
		搬入可能なルートの検討	○				
	4	総合対策本部より空港関連事業者へ情報を共有(電話、メールを活用)	○				
1:30	5	給油施設の被害状況、元売会社の備蓄状況、以降総合対策本部へ連絡	○	○	○		
	6	元売会社の状況により、備蓄量が不足する場合、県の石油事業協同組合へ要請を検討	○				
2:00	7	燃料が不足すると判断した場合、県の石油事業協同組合へ燃料供給を要請	○				○
2:30	8	県の石油事業協同組合からの燃料受入	○				○
状況に 応じて	9	以降元売り会社の供給が復旧するまで継続					○
	10	元売り会社の燃料供給が復旧					○
復旧後	11	復旧後、総合対策本部より空港関連事業者へ最終報を発信(メール等)	○				

(オ) 空港アクセス機能

a 被害想定

- ・地震発生による道路の損壊又は台風の接近等による倒木被害、土砂災害及び道路の浸水被害等により、空港へのアクセス道路が通行止め。

b 行動目標

- ・滞留者が72時間滞在できるための環境を確保
- ・道路の被害、復旧状況に応じて、バスやタクシーの手配により対応。
- ・空港へ向かう旅客への空港運用及びアクセス情報の提供
- ・被害状況によっては、陸上自衛隊へ救助要請

c 役割分担

<表5-5-1：関係機関の役割分担>

	事前の備え	自然災害発生直後	応急復旧時
福島空港事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・空港アクセス事業者の運行規定の把握と連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・鉄道や道路等の被害、啓開、復旧の状況に関する情報の収集・整理 ・滞留者が空港から目的地へ移動するための外部機関への支援要請（航空会社、ヘリ運航者、関係自治体、自衛隊等） ・リムジンバス運行情報の収集 ・必要に応じて貸切バスの調整 	<ul style="list-style-type: none"> ・滑走路等の空港施設の復旧に資する資機材や人員等の空港への搬入輸送ルート確保（関係自治体の災害対策本部等との調整）
道路管理者 (福島県)		<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路の被害状況確認と、福島空港事務所からの情報提供対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・アクセス道路の機能回復
バス事業者 (福島交通株)		<ul style="list-style-type: none"> ・バスの運行状況の確認と福島空港事務所への情報提供 ・必要に応じて貸切バス運航可否 	<ul style="list-style-type: none"> ・空港へ向かう旅客への情報提供
福島空港ビル(株)		<ul style="list-style-type: none"> ・空港運用及びアクセス情報の提供（館内放送） 	<ul style="list-style-type: none"> ・滞留者の滞在場所の確保 ・滞留者に対する代替交通手段の運行情報の提供

航空会社		・ 旅客への航空機運航情報の提供	・ 滞留者対応 ・ 国内各空港の旅客への復旧状況の情報提供
須賀川警察署・石川警察署		・ アクセス道路の被害の確認、通行の要否判断	・ 片側車線通行開始した場合における交通規制の実施

<表 5-5-2 : タイムテーブル>

経過時間	必要な対応	福島空港事務所	福島空港ビル(株)	福島交通(株)	タクシー協議会	道路管理者	警察
0:00	1 総合対策本部の設置及び空港関連事業者への招集（電話、メール）	○					
0:30	2 総合対策本部へ運行状況を確認	○		○			
	3 総合対策本部へ高速道路の運行状況・復旧状況を確認	○					
	4 適宜、総合対策本部より空港関連事業者へ情報を共有（メール等）	○					
	5 状況に応じて、空港ビル、運航会社と協議し、必要な対応（館内放送、HP掲載等）検討	○	○				
1:00	6 アクセス道路の被害状況の確認	○				○	○
	7 バスアクセス喪失時の貸切バス対応の検討依頼	○					
	8 総合対策本部から道路交通規制状況を確認	○				○	○
	9 バスアクセス喪失時の貸切バス・増発（タクシー）の可否を依頼	○		○	○		
1:30	10 適宜、総合対策本部より空港関連事業者へ状況共有	○					
	11 貸切バス・増発（タクシー）の可否を総合対策本部へ報告			○	○		
2:00	12 リムジンバス運行事業者による貸切バス対応の検討結果及び航空便の運航状況等を勘案し、代替手段を確保	○		○			
2:30	13 適宜、総合対策本部より空港関連事業者へ情報を共有（メール等）	○					
～							
夜間	14 運航終了を総合対策本部へ報告	○					
	15 貸切バス・増車タクシー乗り場への誘導案内（館内放送も実施）	○	○				
復旧後	16 復旧後に総合対策本部より空港関連事業者へ最終報を発信	○					

(5) 外部機関との連携

- ・ 福島空港医療救護活動に関する協定 [平成 5 年 7 月]
【福島空港事務所－(社)福島県医師会、(社)郡山医師会、(社)須賀川
医師会(社)石川医師会、(社)白河医師会】
- ・ 福島空港における警察航空隊の円滑な災害救助活動に関する覚書 [平
成 27 年 12 月]
【福島空港事務所－国土交通省東京航空局福島空港出張所、福島県警
察本部地域部総合運用指令課】
- ・ 災害時等における燃料等の供給に関する協定書 [平成 26 年 12 月]
【福島県－福島県石油事業協同組合】

(6) 情報発信

ア 整理すべき情報と担当機関

- ・ 管理施設の被害及び復旧状況
【国土交通省東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所、福島空港ビル株式会社、パシフィック株式会社】
- ・ 空港内の滞留者の状況
【福島空港ビル株式会社】
- ・ 地震や台風等の自然災害（震度、勢力等）の状況
【気象庁仙台空港測候所】
- ・ 民間航空機の運航計画及び運行状況
【全日本空輸株式会社福島空港所】
- ・ 旅客ターミナルビルや駐車場の運用状況
旅客ターミナルビル 【福島空港ビル株式会社】
駐車場 【福島空港事務所】
- ・ 空港アクセスの運行状況
【福島交通株式会社】
- ・ 空港周辺の道路状況
【須賀川警察署、石川警察署、道路管理者】
- ・ 電力設備の状況
【東北電力ネットワーク株式会社】
- ・ 通信設備の確認
【NTT東日本株式会社、株式会社NTTドコモ】
- ・ 燃料施設の状況
【パシフィック株式会社】
- ・ 水道設備の状況
【玉川村地域整備課】
- ・ 浄化槽等の設備の状況
【福島空港ビル株式会社】

イ 情報の集約と発信

- ・ 上記アで整理された情報について、「A2-HQ」で集約。
- ・ 集約した情報を「A2-HQ」の各構成員に提供。なお、その情報は、現場の担当レベルまで正確に共有。併せて、以下に対しても上記情報を提供。
国土交通省航空局災害対策本部
東京航空局災害対策本部

福島県危機管理課
福島県河川港湾総室空港施設室
須賀川市行政管理課
玉川村総務課

- ・「A2-HQ」が関係機関と調整の上、報道機関等の外部機関に提供する資料を作成し、情報を発信。
併せて、全ての関係機関(空港事務所、福島空港ビル(株)、航空会社等)の Web サイトに同じ情報を掲載。
- ・滞留者に対しても、福島空港ビル(株)が情報を提供。

(7) 訓練計画

ア 訓練の実施

- ・「A2-HQ」主催の訓練を、毎年10月を目途に行う。(※最低でも年1回は開催)
- ・訓練の企画・立案は福島空港事務所が行う。
- ・訓練の実施後、アンケート調査を実施し、参加機関の要望や提案等を募る。
- ・訓練の結果等を踏まえ、必要に応じてA2-BCPの改訂を行う。

イ 日常点検の実施

- ・国土交通省東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所は、最低1年に1回、非常用発電設備の稼働確認を行う。
- ・国土交通省東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所、福島空港ビル(株)は最低1年に1回、非常食、飲料水、非常用トイレ、毛布等、備蓄品の確認を行う。
- ・国土交通省東京航空局福島空港出張所、福島空港事務所、福島空港ビル(株)は最低1年に1回、法令点検を必要としない非常用機器の動作試験を行う。

(8) 各施設の担当部署と技術者の配置状況

ア 基本施設

福島空港事務所施設課 [土木職 2 名、電気職 4 名、機械職 1 名]

福島空港事務所建設課 [土木職 4 名]

イ 無線施設

国土交通省東京航空局仙台空港事務所 [SMC 管制技術官 2 名]

福島空港事務所 [電気職 4 名、機械職 1 名]

ウ 灯火施設

福島空港事務所施設課 [電気職 4 名、機械職 1 名]

エ 旅客ターミナルビル

福島空港ビル(株) [なし]

A2-BCP構成員メーリングリスト

令和2年3月31日現在

【別紙】

【注意事項】

- ①本リストは、原則として福島県福島空港事務所からの情報提供等の発出の際に用いる。
- ②個人情報を含むため、取扱いには十分に注意すること。
- ③本リストに基づく、情報の発出はA2-BCP関連情報に限る。
- ④本リストに変更が生じた場合には、速やかに福島県福島空港事務所総務課宛てに連絡すること。
(電話0247-57-1111、内線272)

構成機関	送付先	備考
福島県福島空港事務所	-	-
国土交通省 東京航空局福島空港出張所		メールアドレス
財務省小名浜税関支署 福島空港出張所		メールアドレス
厚生労働省 仙台検疫所福島空港出張所		メールアドレス
法務省 仙台出入国在留管理局郡山出張所		メールアドレス
農林水産省 動物検疫所仙台空港出張所		メールアドレス
農林水産省 横浜植物防疫所塩釜支所		メールアドレス
須賀川警察署空港警備派出所		派出所FAX
株式会社ANAエアサービス福島 (全日本空輸株式会社福島空港所)		メールアドレス
福島空港ビル株式会社		メールアドレス
株式会社バシフィック		メールアドレス